

舞 鶴 契 第 8 号

平成 27 年 5 月 12 日

舞鶴市建設工事競争入札参加資格者
市内建設業者 様

舞鶴市長 多々見 良三

建設工事入札参加資格審査基準の一部改正について
(お知らせ)

市内建設業者に適用する等級の格付に関する基準（建設工事入札参加資格審査基準）における主観点の項目について、下記のとおり見直しを行い、平成 28 年度の格付から適用しますので、お知らせします。

記

1. 工事成績に係る係数を変更

申請年度の前年 1 2 月末日までの 3 年間に於いて工事成績評定通知を受けた者の当該取得した業種ごとの工事成績評定点の平均点から 6 5 点を引いた値に掛ける係数を「2. 5」から「2. 0」に変更します。

2. 不当要求防止責任者の加点を変更

不当要求防止責任者を選任し、京都府公安委員会の責任者講習の受講を完了している場合の点数を「1 0 点」から「5 点」に変更します。

3. 保護観察対象者等雇用加点を追加

京都保護観察所に協力雇用主として登録し、保護観察対象者等を常時雇用している場合は、登録業種全てに「5 点」を加点します。（平成 28 年度の資格審査における確認書類は別紙のとおり）

担当課 総務部契約検査室契約課

TEL 0773-66-1065